

2022年5月18日

各位

会 社 名 株 式 会 社 G - 7 ホールディングス 代表者名 代表取締役会長兼社長CEO 金 田 達 三 (コード:7508 東証プライム市場) 問合せ先 取締役総務部長 松 田 幸 俊 (TEL 078-797-7700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第47期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は2022年2月21日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、2022年6月29日に開催予定の第47期定時株主総会の承認を条件として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
 - (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理の他、字句の修正等所要の変更を行うものです。
- 2. 定款変更の内容 変更の内容は別紙のとおりです。
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022 年 6 月 29 日(水曜日) 定款変更の効力発生日(予定) 2022 年 6 月 29 日(水曜日)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線 は変更部分を示しています。)

	(下線は変更部分を示しています。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第4条 <条文省略>	第1条〜第4条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第5条~第11条 <条文省略>	第 5 条〜第 11 条 〈現行どおり〉
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 12 条 〈条文省略〉	第 12 条 〈現行どおり〉
(招集者および議長)	(招集者および議長)
第13条 <条文省略>	第 13 条 〈現行どおり〉
2 <条文省略>	2 <現行どおり>
3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取	3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ取
締役会の決議によって定めた順序に <u>従い、他</u>	締役会の決議によって定めた順序に <u>より定</u>
<u>の</u> 代表取締役がこれに当たる。	<u>まる</u> 代表取締役がこれに当たる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示	<削除>
とみなし提供)	
第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、	
株主総会参考書類、事業報告、計算書類およ	
び連結計算書類に記載または表示をすべき	
事項に係る情報を、法務省令に定めるところ	
に従いインターネットを利用する方法で開	
<u>示することにより、株主に対して提供したも</u>	
<u>のとみなすことができる。</u>	
<新設>	(電子提供措置等)
	 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情報につ
	いて、電子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部に
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請求
	した株主に対して交付する書面に記載しな
	いことができる。
数 1 F 久 - 数 1 C 久 - / 久 + / / W m / \	第 15 条~第 16 条 <現行どおり>
第 15 条~第 16 条 <条文省略>	カ 10 末~
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第17条 <条文省略>	第 17 条 〈現行どおり〉

現行定款

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

<新設>

(取締役の選任)

第19条<新設>

当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 <条文省略>

(取締役の任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1 年以内に終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の3日 前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対し発 するものとする。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集者および議長)

- 第22条 <条文省略>
- 2 <条文省略>
- 3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに当たる。

変更案

(取締役の員数)

- 第 18 条 当会社の取締役<u>(監査等委員である</u> 取締役を除く。) は、10 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名 以内とする。

(取締役の選任)

- 第 19 条 <u>当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。
- 2 当会社の取締役<u>の選任決議</u>は、議決権を行 使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。
- 3 〈現行どおり〉

(取締役の任期)

- 第20条 当会社の取締役<u>(監査等委員である</u> 取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内 に終了する最終の事業年度に関する定時株 主総会の終結の時までとする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する最終の事業年 度に関する定時株主総会の終結の時までと する。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の3日 前までに各取締役に対し発するものとする。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮す ることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 <現行どおり>

- 2 <現行どおり>
- 3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により<u>定まる</u>代表取締役がこれに当たる。

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当会社を代表すべき取締役は、取締 役会の決議によってこれを選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 当会社を代表すべき取締役は、取締 役会の決議によって、取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の中からこれを選定す る。
2 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて 取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締 役副社長、専務取締役および常務取締役各若 干名を選定することができる。	2 取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等 委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役名 誉会長1名、取締役会長1名、取締役会長1名、取締役会表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表
(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当会社は、取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電磁的記録 により同意したときは、当該決議事項を可決 する旨の取締役会の決議があったものとみ なす。ただし、監査役が異議を述べたときは この限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当会社は、取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電磁的記録 により同意したときは、当該決議事項を可決 する旨の取締役会の決議があったものとみ なす。
<新設>	(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項 を除く。)の決定の全部または一部を取締役 に委任することができる。
第 <u>25 条</u> <条文省略>	第 <u>26</u> 条 <現行どおり>
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第26条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	<削除> <削除>
<u>(監査役の員数)</u> 第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。	<削除>
(監査役の選任)	<削除>

第 28 条 当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任

<u>する。</u>

現行定款	変更案
(監査役の任期) 第 29 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。	<削除>
(監査役会の招集) 第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査役に対し発するものとする。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮す ることができる。	<削除>
(監査役の責任免除) 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、 監査役(監査役であったものを含む。)の 会社法第423条第1項の賠償責任について、 法令に定める要件に該当する場合には、賠償 責任額から法令に定める最低責任限度額を 控除して得た額を限度として免除すること ができる。 2 当会社は、社外監査役との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について、法令に 定める要件に該当する場合には、賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令に定める額とする。	<削除>
<新設> <新設>	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第27条 当会社は、監査等委員会を置く。
<新設>	(監査等委員会の招集) 第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発するも のとする。ただし、緊急の場合には、この期 間を短縮することができる。
第6章 会計監査人 第 <u>32</u> 条~第 <u>35</u> 条 <条文省略>	第6章 会計監査人 第 <u>29</u> 条〜第 <u>32</u> 条 <現行どおり>
第7章 計算 第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条 <条文省略>	第7章 計算 第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条 <条文省略>

現行定款	変更案
<新設>	附則
<新設>	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、第47期定時株主総会終結
	前の行為に関する会社法第423条第1項所定
	の監査役(監査役であったものを含む。)の
	賠償責任を、法令の限度において、取締役会
	の決議によって免除することができる。
	2 第 47 期定時株主総会終結前の社外監査役
	(社外監査役であったものを含む。) の行為
	に関する会社法第423条第1項の賠償責任を
	限定する契約については、なお同定時株主総
	会の決議による変更前の定款第 31 条第 2 項
	<u>の定めるところによる。</u>
<新設>	(電子提供措置等に関する経過措置)
	第2条 変更前定款第14条(株主総会参考書
	<u>類等のインターネット開示とみなし提供)の</u>
	削除および変更後定款第 14 条 (電子提供措
	置等)の新設は、会社法の一部を改正する法
	律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただ
	し書きに規定する改正規定の施行の日であ
	<u>る 2022 年 9 月 1 日 (以下 「施行日」という。)</u>
	から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ
	月以内の日を株主総会の日とする株主総会
	については、変更前定款第 14 条 (株主総会
	参考書類等のインターネット開示とみなし
	提供)はなお効力を有する。
	3 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日
	または前項の株主総会の日から3ヵ月を経
	過した日のいずれか遅い日後にこれを削除
	<u>する。</u>